

The background is a colorful illustration of a community. At the top, a large rainbow arches over a city skyline with several skyscrapers. Below the city, there's a residential area with various houses and green spaces. In the foreground, a group of five people (three adults and two children) are waving. The overall theme is community and local government.

自治会

ハンドブック

概要版

茨木市自治会連合会

Contents | 目次

はじめに

〈自治会が必要とされるのは?〉	1
-----------------	---

I. 自治会の役割と組織

自治会とは	2
自治会の役割	2
自治会の組織と運営	2
自治会の組織例	3
自治会員・自治会長・役員の役割	4
自治会の会計処理	4
自治会を新しく結成する	5

II. 自治会の活動

自治会活動の例	6
親睦活動	
環境美化活動	
防犯活動	
防災活動	
災害発生時	
情報伝達	
自治会への加入促進	8
自治会への支援	9

はじめに

自治会が必要とされるのは?

これまでの地域社会生活の中で、「向こう三軒両隣」という言葉は、必要不可欠でありました。地域での助け合いや課題解決が日常的に行われ、それが当然という雰囲気もありました。

しかしながら、行政サービスの拡充と社会経済の発展が進み、人々の価値観やライフスタイルも多様化してまいりました。その中で自治会の機能は縮小し、隣近所のふれあいも希薄になってきたと言われています。

そのような中、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの方々が、地域の方々に救出されたと言われており、地域のつながりを深める自治会の役割は、再びクローズアップされてきています。

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震においても、自主防災組織をはじめとする地域の方々による避難所運営や、避難所や地域の掲示板を活用して、被災者支援情報の発信などが実践され、地域における人のつながりの大切さを改めて実感できました。

また、子どもへの凶悪犯罪、人口減少や高齢化社会などへの対応は、地域の見守り活動など行政と共に、地域の方々が取り組むことによって、飛躍的にその解決を図ることができると言っても過言ではありません。

人々の価値観の変化やライフスタイルが多様化する中、地域のつながりを全て従来のようにするには、どうしても無理が生じるかもしれませんが、今の時代に対応した地域のつながりは必ずあると思います。

共働きの方も、一人暮らしの高齢者も、無理なく参加できる地域のつながりを考えていく必要があります。

「いい街だね」と言える地域社会を皆さんと共に作っていきたいと考えておりますので、まずは、自治会等の地域活動に参加するなど、あなたにできることから始めてみませんか。

茨木市自治会連合会



I 自治会の役割と組織

自治会とは

一定の区域において、住民が自主的に組織する地域の公共的団体です。
世帯単位での加入が多く、区域内の全世帯が加入することが望ましいです。
区域内の事業所等が賛助会員として加わる場合もあります。

自治会の役割

自治会は、地域のコミュニケーションの推進と、明るく住みよいまちづくりをめざして活動し、いろいろな役割を担っています。

地域の親睦を深める

地域の祭りやスポーツ大会など、様々なイベントを通じて、楽しさを共有することにより、地域の交流が深まり、信頼関係が育まれます。
住民間の連帯と協調を深めることは、明るく安全な地域づくりにもつながります。

自分たちの住むまちについて考え、実践する

地域住民のニーズを反映した、住みよいまちづくりを実現するため、地域の人々が十分話し合い、協力し合って、具体的な取組を実践します。
住民の声を行政に反映させ、地域住民と行政とのパイプ役を担います。

住民相互に助け合う

自治会は、日常生活に最も身近でつながりの深い組織です。地域における様々な問題には、地域の人々が支え合い、協力し合うことが大切です。
特に、防犯や防災の活動はもちろん、日ごろからのコミュニケーションが、いざというときに助け合える体制づくりにつながります。

行政との協力

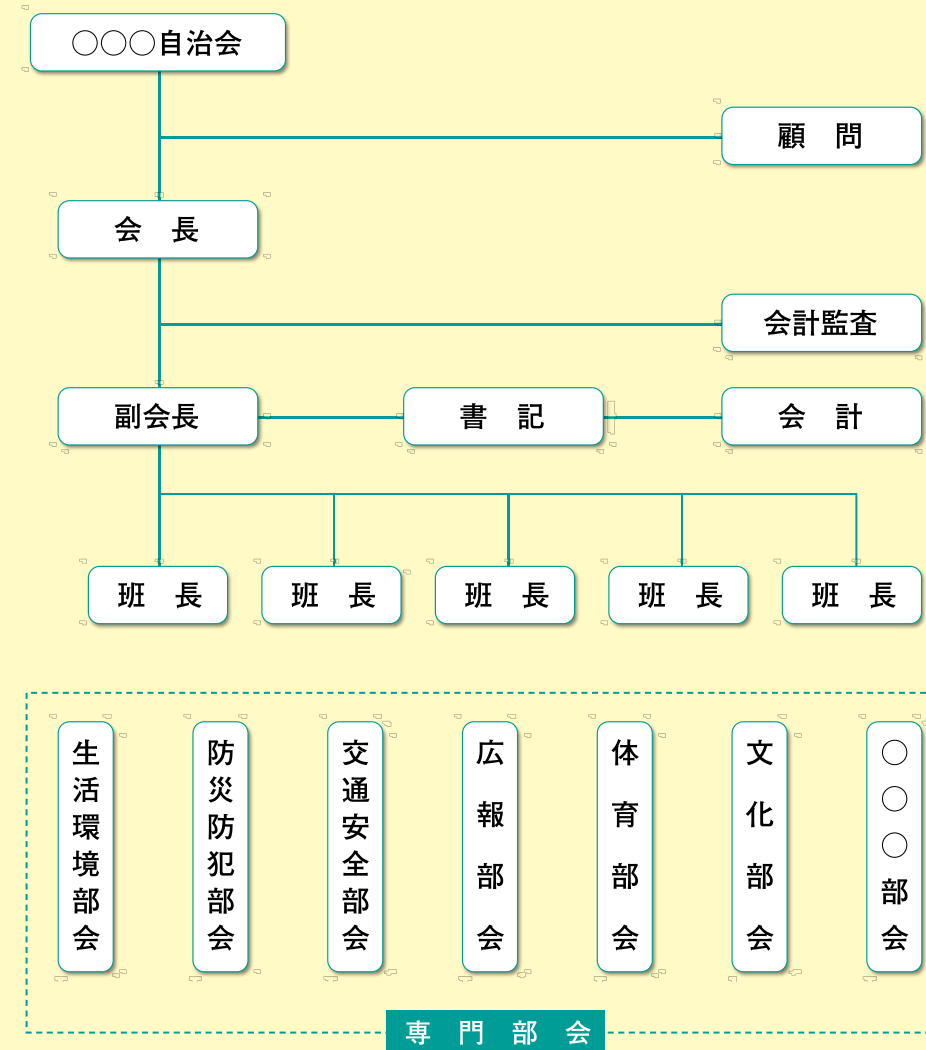
回覧や配布物等を通じて、行政や各種団体からの情報を伝える役割です。
また、地域の声を集約して、行政と連絡・調整をとることも必要です。

自治会の組織と運営

自治会は、地域における自主的な団体であり、その活動には、地域の人々が様々なかたちで参画します。会員の方々が楽しく、活発に活動できるよう、自治会の運営は、民主的に進めることが求められます。

- * 全員にわかりやすい規約づくり
- * 住民が意見を発表・交換できる場を設ける
- * 役割分担ができる組織づくり
- * 明朗な予算・決算の報告 など

自治会の組織例



班

自治会活動の基本的な単位として編成されます。

会員相互の連絡や活動が円滑に進められる規模で、地域における地理的条件等を考慮して決めます。

専門部会

身近な地域の課題に対応し、効率的な運営を進めるため、各専門部会を設ける場合があります。



自治会員・自治会長・役員の役割

自治会は、地域の公共的な団体であり、一人ひとりがまちを大切に作る心、思いやりの心をもって協力することが、ふれあいのある「より良い地域社会」の形成につながります。

また、自治会の活動は、一部の役員だけの活動ではなく、各会員が、自治会の目的を実現するためにできることを実践することが大切です。

自治会は、会員の年齢層も広く、地域の幅広い年代の方々と構成する組織です。

会員の親睦と活発な自治会活動を進める上で、その中心となる自治会長や役員の方々には、次のような役割があげられます。

- *幅広く住民が参加できるような工夫をする。
- *他の地域組織との交流を図る。
- *役割を分担し、みんなで活動をする。
- *地域において、自由でなごやかな雰囲気をつくる。
- *相手の立場に立って考え、話を聞く。
- *他人のプライバシーを守る。
- *自分の言動に責任を持つ。
- *後継者を育成する。



役員等の選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、色々な方法がありますが、それぞれの自治会に最も適した民主的な方法を選択することが必要です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族がおられる世帯、また、高齢者だけの世帯については、配慮することも必要です。

さらに、自治会を継続して運営するため、役員の負担を分散し、担い手を確保する工夫も大切であり、例えば、会長経験者が自治会の顧問に就任し、アドバイザー役として役員の負担軽減を図っているところもあります。

役員等の任期については、原則2年とし、1年ごとに役員の半分を改選するなどの工夫をしているところもあります。

自治会の会計処理

自治会の運営や活動を進めていくために、自治会費を徴収している自治会があります。会費は、自治会の収入の中心であり、会員が共通に負担することが望ましいです。会費の金額や徴収方法については、会員が納得できるように総会などで決定します。

財源規模は、自治会の構成員数や活動内容によって様々ですが、予算と決算については、総会での議決・承認が必要です。

自治会を新しく結成する

自治会の結成には、次の3つのような場合があります。

- 1 自治会がない地域において、新たに自治会を結成する場合
- 2 既存の自治会を統合して、新しく自治会を結成する場合
- 3 既存の自治会から分離して、新しく自治会を結成する場合

*いずれの場合も、地域の合意が必要です。

*自治会の連合組織を結成し、広域のコミュニティづくりに取り組んでいる地域も多く、他の自治会との協力・連携が大切です。

自治会を結成する場合の手続き

自治会を結成する場合の一般的な手続きは、次のとおりです。

- 1 設立準備会を設置します。
- 2 自治会の区域を決めます。
(他の自治会と区域が重複しないようご注意ください。)
- 3 自治会結成に対する区域住民の意見を集約します。
- 4 設立趣意書を作成、配布して、自治会への加入申込みを受けます。
- 5 会則の草案(規約案)を作成します。
- 6 事業計画、予算書、会員名簿などを作成します。
- 7 役員の選出などについて検討します。
- 8 設立総会を開催します。
(議案などを審議・決定の後、自治会が発足します。)
- 9 市に届出をしてください。(所定の用紙があります。)

*市への届出は、市と自治会との連絡のために必要です。

*届出は、市役所本館2階の地域コミュニティ課で受け付けています。

*届出後に、自治会を分離・統合した場合のほか、区域、会長、世帯数等の変更があった場合も、その旨を届け出てください。

Ⅱ 自治会の活動

自治会では、まちを住みよくするために、様々な活動を行います。その活動のためには、まず、地域の人々が気軽に親しく話し合える関係が必要です。

自治会は、地域に深く関わっており、活動の範囲や会員の年齢層も広いです。地域生活において、人々との「つながり」は多い方が楽しいし、何かあった時だけでなく、日ごろからみんなで活動する方が楽しいと思いませんか？

自治会では、いろいろな活動ができます。みんなでアイデアを出し合うことで、より楽しく、快適な地域にするための活動の幅を広げることができるのです。

でも、地域には、小さい子どもや介護を要する家族がおられる世帯、高齢者だけの世帯などいろいろな方がおられます。無理のない範囲で参加できる工夫をすることや、これまでの活動を見直すことも必要です。

茨木市では、各地域の創意工夫した取り組みについてまとめた「住みたい・住み続けたい まちづくり大百科」という事例集も作成しています。ぜひ、そちらもご覧ください。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/chiikicomunity/menu/matidukuridaihyakka/index.html>



自治会活動の例



親睦活動

お祭り、運動会、もちつき大会などを開催し、住民相互の親睦を深めています。



環境美化活動

快適で美しいまちを維持するために、公園やごみ集積所の清掃活動を行っています。



事例集に掲載！

～「回覧板もデジタル化？」～ 自治会の公式 LINE を活用した情報発信！

井口台北自治会では、役員負担の軽減と、自治会からの情報をスピーディーに会員に届けるために「自治会公式 LINE」を活用した情報発信に取り組んでいます。会員の方に伝えたい情報をすぐに見てもらえるようになるだけでなく、会員の既読率もわかることで、スムーズなやりとりができます。また、資料の印刷や配布などの手間が減少し、自治会への苦情も減ったそうです。



防犯活動

犯罪のない“まち”をめざし、防犯パトロールや子どもの見守り活動を行っています。



防災活動

地域で実践している防災訓練などに自治会として参加しています。



災害発生時

消防や警察や市役所などの行政機関よりも、まずは隣近所の人たちの助け合いが頼りになります。



情報伝達

地域に密着した情報や各行政機関からの情報を回覧板や掲示板でお知らせしています。



地域の憩いの場を守る清掃活動と 「クリーンプロジェクトチーム」の発足

事例集に掲載！

主原町自治会では、毎年9月に自治会独自の一斉清掃を実施しており、一斉清掃以外にも自治会で美化活動に積極的に取り組んでいます。

主原町児童遊園クリーンプロジェクトチームの清掃活動は、各班の班長が中心となって、みんなで交流しながら楽しく継続しています。

公園には自治会の集会所があり、お花見や三代交流餅つき大会等の自治会行事も行っています。

自治会への加入促進

自治会は、ふれあい活動などを通して、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための、もっとも身近な住民組織のひとつでもあります。

しかしながら、自治会加入率が年々低下傾向にあることから、茨木市と茨木市自治会連合会では、自治会の加入促進に関する様々な取組みを行っています。具体的には、自治会加入案内チラシを作成し、転入時に配布しているほか、6月を自治会加入促進月間に設定し、市の広報誌やごみ収集車でのアナウンス、懸垂幕の掲出などで啓発活動を行っています。



自治会への加入促進に関する協定を締結

茨木市では、住居を選択する際の早い段階において、民間事業者とも連携し、地域コミュニティへの参加の新たな「きっかけ」を提供するため、平成31年2月に、茨木市自治会連合会及び大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部と、また、茨木市自治会連合会及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部と、それぞれに自治会への加入促進に関する協定を締結しました。

この協定は、北摂地域初となる取組であり、より一層、相互に連携・協力し、自治会活動の担い手の確保及び活性化を図り、地域コミュニティの更なる醸成と真に豊かで住みよいまちづくりの推進に資することを目的としています。



自治会への支援

茨木市では、自治会による地域活動を支援するために、配布物の作成や様々な支援制度を設けています。必要に応じて、活用を検討いただきますようお願いいたします。

【地域コミュニティ課：072-620-1604（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
住民活動災害補償保険制度	随時
自治会集会施設整備補助	随時（要事前相談）
自治会物置設置事業補助	
自治会 ICT 出前講座	随時（茨木市自治会連合会）
自治会ハンドブック・ハンドブック概要版	
自治会加入案内チラシ	
自治会回覧板（有料：1枚200円）	
美化活動ベストの貸与	随時
自治会用掲示板の購入補助	6月に案内を送付（茨木市住みよいまちづくり協議会）
自治会活動報償金	9月に申請書送付
清掃用具購入補助	随時（茨木市住みよいまちづくり協議会）
迷惑駐車防止用ビラ	

【環境事業課：072-634-0351（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
ごみ集積場所に関すること	
ごみ集積場の防鳥ネットの貸与	随時（環境政策課でも貸与：072-620-1644）
空き缶ポイ捨て禁止看板	随時

【環境政策課：072-620-1644（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
ごみの分別・資源物持ち去り禁止などの看板	随時
再生資源集団回収報奨金制度	4月に案内を送付

【公園緑地課：072-620-1654（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
公園（児童遊園等）清掃用ごみ袋の配布	随時
公園（児童遊園等）清掃用具	10月～11月頃に案内を送付（児童遊園管理団体が対象）

【市民生活相談課：072-620-1603（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
犬のふん等啓発看板、飼犬登録・狂犬病予防注射等	随時

【危機管理課：072-620-1617（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
防犯カメラ設置事業補助	5月に案内を送付予定

【建設管理課：072-620-1650（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
防犯灯維持管理補助	5月に対象自治会へ申請書送付

【茨木市消防本部 総務課：072-622-6956（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
防火防災訓練災害補償等共済制度	随時

【茨木市消防署 救急管理課：072-622-6959（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
AEDの貸し出し	随時



令和7年(2025年)3月発行

編集／発行

茨木市自治会連合会

茨木市駅前三丁目8番13号

TEL. 620-1604 (ダイヤルイン)

URL : <https://www.ibaraki-jichiren.com/>